

## 手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準に係わる揭示事項

(2024年1月から2024年12月)

区分1	件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	2
黄斑下手術等	3
鼓室形成術等	4
肺悪性腫瘍手術等	59
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2	件数
靭帯断裂形成手術等	7
水頭症手術等	6
鼻副鼻腔悪性腫瘍摘出術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	23
子宮附属器悪性腫瘍手術等	1

区分3	件数
上顎骨形成術等	3
上顎骨悪性腫瘍手術等	3
パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等(うち食道悪性腫瘍手術は開腹・開胸のみ)	0
同種腎移植術等	0

区分4	件数
区分4に分類される手術の件数	641

その他	件数
人工関節置換術	159
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	14
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
・経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	1
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
・経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	5